

# 常任委員会

第4号議案から、第10号議案までの計7議案について、定例会2日目(2月18日)の本会議で質疑が行われた後、所管の常任委員会に審査が付託されました。

審査の中で論議された点は次のとおりです。

## 総務財政常任委員会

- 委員長 安藤 佳生
- 副委員長 制野 敬一
- 委員 沼倉 昭仁・沼倉 啓介
- 小川 正人・佐藤 英雄
- 鈴木 康弘

◎第5号議案・白石市職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部を改正する条例

〔質疑〕勤務時間が短くなることは指定管理者制度で管理を行っている施設でも準用されるのか、また、勤務時間が短くなることで、給料が減少する臨時職員がいるのではないかと伺いたい。

〔答弁〕基本的にはそれぞれ

の指定管理者で決めることだが、市の職員に準じて運用していただきたいという希望はある。

また、給料については時間単位の臨時職員への影響はない。

## 建設産業常任委員会

- 委員長 山谷 清
- 副委員長 大野 栄光
- 委員 菅野 恭子・菅野 浩一
- 安斎 多実男・志村 新一郎
- 大町 栄信

◎第6号議案・白石市営住宅管理条例の一部を改正する条例

〔質疑〕条例改正によって毎月の家賃が増加する入居者数及び減額となる入居者数ほどのくらいになるのか伺いたい。

〔答弁〕毎月の家賃が増加となる入居者は17名で、そのほとんどが月額100円程度の増額となる見通しである。そのうち千円以上の増加となる入居者は6名と見込んでおり、また、減額となる入居者数は92名で、これらの見込みは収入報告額を推計した試算値である。

なお、これら増額となる家賃については政令に基づき、平成21年度から平成24年度までそれぞれ激変緩和措置が講じられる。

## 教育民生常任委員会

- 委員長 四竈 英夫
- 副委員長 佐久間 儀郎
- 委員 水落 孝子・吉田 貞子
- 山田 裕一・保科 惣一郎
- 平間 知一

◎第7号議案・白石市国民健康保険条例の一部を改正する条例

〔質疑〕大変厳しい経済状況で、苦しい生活を強いられている方が多数いる中で、税率を引き上げざるを得なくなったのは、どのようなことか伺いたい。

〔答弁〕国保加入者の雇用情勢や経済状況を考慮すると、引き上げは控えたい。

しかし医療費の伸びが急激であり、国保財政の健全性を確保するためにもやむを得ない状況で、今回改正案を提案した。また、国保の財政調整基金も皆無となったことも大きな要因である。

〔質疑〕税率改正に当たっての国民健康保険の運営方針はどのように考えているのか伺いたい。

〔答弁〕国保制度は相互扶助の精神に基づく、社会保障制度であり、その財源は公費50%、保険税50%が基本となっている。

国保会計については、医療給付費、後期高齢者支援金、介護納付金などの医療需要によって総額が決定されるもので、一般会計のように収入に応じて事業の規模が決定されるものではない。

国保の予算は医療給付費等の支出額を算出し、そこから一定のルールに基づいた国庫支出金や一般会計からの繰入金で、残りの金額を保険税で賄っていくという考えが基本である。

〔質疑〕正規職員も解雇される雇用状況のなか、現在収入のない人達が国保加入し、国保税を支払うようになると思いますが、どのように考慮したのか伺いたい。

〔答弁〕国保税の算定は、前年の所得を基にしており、公平・公正性からも地方税法や条例に則り、課税することになる。

〔質疑〕失業中の被保険者に、減免措置が必要と思うがいかがか伺いたい

〔答弁〕国保に一時的に加入となるのか、継続的に加入となるのかは、雇用情勢の動向によるところもあり不透明だが、税法に基づき課税することになる。現在、支払いが困難ということになれば、相談を受けて分割納付の方法を取ってもらう。